



平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 小林 栄三
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 広報部長 中山 勇
(TEL. 03-3497-7291)

株式会社アイ・ロジスティクス株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり株式会社アイ・ロジスティクス（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）19,010,115 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）47.2%）を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の第一位株主であります。この度、対象者普通株式の全ての取得を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、対象者の第三位株主である川崎汽船株式会社（平成 20 年 9 月 30 日現在の所有株式数 1,200,000 株、所有割合 2.9%。以下「川崎汽船」といいます。）との間で、川崎汽船が本公開買付けに応募せず対象者の株式を継続して保有することを合意しております。

これに対し、対象者は本日開催された取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、本公開買付け後の経営方針

当社は、平成 21 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画「Frontier⁺ 2008 ～世界企業を目指し、挑む～」の下、「全てのステークホルダーにとって魅力溢れる世界企業」の実現に向けて、「世界視点」・「新たに創る」・「人材力を磨く」という 3 つの視点から、収益規模の飛躍的拡大に向けた積極的な事業展開に努めております。

金融・不動産・保険・物流カンパニーに属する物流部門においても、「ヒト・モノ・カネ・情報」を結合した高付加価値物流機能の拡充を図るべく、商社の本源的業務である国内物流・国際物流の機能強化に加え、国内では、医薬品・アパレル・食料品・通信販売などのリーテイル分野における 3PL 事業展開を、海外では、中国全土をカバーするワンストップサービスの提

供や自動車物流における東欧・アジアを中心とした商物一体型のバリューチェーンの展開を進めております。

3PL事業：Third (3rd) Party Logistics

顧客企業の物流機能を一括して請負・受託するアウトソーシングサービスの呼称。具体的には、受託企業が、顧客企業から、企画・システム構築/運用といった制度設計から在庫管理・配送といった個別業務に至るまで、物流機能に係る業務全般を長期間にわたり一括して受託するサービスをいいます。

これにより、顧客企業は、自前の物流機能に拘束されず、物流機能全般に精通した受託企業による充実した制度設計及び規模の経済を活かしたコスト低減が可能となります。なお、受託企業は、通常自らは物流業務を行わず、個々の業務について、他の物流会社に再委託を行います。

また、対象者は、陸上貨物取扱業者として、昭和36年に設立され、平成6年3月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場を果たしました。そして、平成13年4月に、対象者（当時の商号：伊藤忠倉庫株式会社）を合併存続会社、ニュージャパニアサービス株式会社及び伊藤忠エクスプレス株式会社を合併消滅会社とする吸収合併により、総合物流企業へと変貌を遂げると共に、同年7月に現在の株式会社アイ・ロジスティクスに商号変更しました。

現在は、陸・海・空における総合機能の優位性を活かし、国際フォワーディング事業と物流センター事業を中心としたグローバルロジスティクス企業として、お客様への更なる高付加価値物流機能の提案・提供に努めております。

一方、当社及び対象者を問わず、物流事業を取り巻く経営環境は、新たな局面を迎えつつあります。すなわち、昨今、金融危機に端を発する世界的な景気減速が懸念される中において輸送量自体の停滞が見込まれる一方で、ワンストップサービスや複合一貫物流体制などによる高度な物流機能が以前にも増して必要とされつつあります。

加えて、規模の経済性が顕著に表れる物流事業においては、今後も、業界内における様々な合従連衡が想定され、これらに備えた体制を整備することは、当社のみならず対象者にとっても喫緊の課題でもあります。

このような環境の下、当社では、伊藤忠グループの物流事業において分散化していた経営資源を集約して規模の利益を確保するとともに、それらを効率的に配分・投下し、伊藤忠グループにおける物流機能の競争力・機能性を高める観点から、様々な方策について検討してまいりました。

その結果、当社は、対象者との間で、同じ企業グループに属するという事に留まらないビジネス上の親和性・シナジーを有していることから、持分法適用関連会社という緩やかな関係にある現状から更に踏み込んだ強固な枠組みを構築するべく、対象者を本完全支配化（以下に定義します。以下同じ。）することが、両社の企業価値向上にとって最善の方策であると判断するに至りました。

当社による対象者の本完全支配化に伴うシナジーとしては、次のようなものを見込んでおります。すなわち、当社と対象者は、各々中国で事業展開を行っておりますが、中国国内に

における倉庫・配送を主体とする当社の事業と対中国の輸出・輸入に係る貨物取扱いを主体とする対象者の事業を統合することで、中国における国際複合一貫輸送体制及び提案力の強化が可能となります。また、総合商社である当社における物流業務の対象者への全社的な集中を促進させることで、対象者の事業分野・収益機会の大幅な拡大と、当社の海外ネットワークの充実を両立することが可能となります。加えて、本完全支配化により当社と対象者の情報共有を円滑に進めることが可能となることで、3PL事業などにおいて、総合商社である当社の高い営業力・展開力と物流専業会社である対象者のノウハウの融合による顧客利便性の向上が期待されます。

したがって、対象者の本完全支配化が実現した後は、総合物流企業である対象者を中核としつつ、事業領域の明確化と効率的な資源投入を図り、当社と対象者のノウハウ・ビジネスネットワークを活用した高付加価値物流機能の拡充や中国をはじめとする海外ロジスティクス網の整備に努めてまいりたいと考えております。

他方で、当社は、平成21年2月2日、川崎汽船との間で、川崎汽船が本公開買付けにあたり、同社が現在保有する対象者普通株式1,200,000株（本完全支配化後は、本完全支配化により同株式数に応じ同社に交付された株式数）を本公開買付け及び本完全支配化後も継続して保有することを合意しました。

川崎汽船は、海運会社として、対象者との間で長年にわたり取引関係を継続し、ビジネス上緊密な関係を有しておりますが、平成18年3月には、川崎汽船が当社保有の対象者普通株式1,200,000株を取得し、対象者と一定の資本関係を構築することにより、対象者との間でさらなる協力関係の強化に努めてまいりました。

当社、対象者を含む伊藤忠グループによる広汎な市場での多種多様な商品を対象とした総合商社としてのビジネス展開力、及び川崎汽船のワールドワイドに航路を展開する海上輸送ネットワークという、それぞれの強みを活かしつつ、対象者と川崎汽船との間の一定の資本関係を前提とした、海上貨物運送事業の分野における緊密な取引関係・協力関係を継続することは、今後、伊藤忠グループの物流事業領域と川崎汽船それぞれにおける戦略的分野である国際複合一貫輸送の強化を図る上で、極めて重要であると考えられます。

そこで、当社と川崎汽船は、今後も引き続き、川崎汽船が対象者の株式の保有を継続することが、両社にとって望ましいとの合意に至り、川崎汽船が本公開買付けに応募せず、対象者普通株式を継続して保有することを合意しました。

以上の経緯により、当社は、本公開買付け及び下記(4)の「いわゆる二段階買収に関する事項」記載の方法により、当社が川崎汽船の保有する対象者普通株式と合わせて対象者の発行済普通株式（対象者の自己株式を除く。）の全てを取得する取引（以下「本完全支配化」といいます。）を実施することを対象者に提案いたしました。

そして、当社及び対象者双方において、慎重に協議、交渉及び検討を重ねた後、当社は、本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、当社は、対象者の代表取締役をはじめとする取締役らを交渉担当者とする複数回の面談等により、対象者との協議及び交渉を行ってまいりました。対象者の交渉担当者のうち、代表取締役を含む取締役2名は、当社の出身者であります（現在当社の役職員を兼職しておらず、将来当社の役職員となる予定もありません。）が、当社としては、これらの対象者取締役が当該協議又は交渉に参加することにより、対象者の意思決定の公正性が害されるという事実は認識しておりません。

また、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 21 年 3 月末日を基準日とする期末配当（以下「今次期末配当」といいます。）を無配とする旨の決議を行ったとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、本日現在において当社の子会社ではありませんが、当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 47.2%を所有して対象者を持分法適用関連会社としていること、並びに当社と対象者の人事及び業務上の継続的な関係を鑑み、当社及び対象者は、買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性の担保及び利益相反の回避について、それぞれ以下の配慮を行っています。

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、みずほコーポレートアドバイザーズ株式会社（以下「MHCA」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、買付価格の決定に際して、MHCA より株式価値算定書（以下「算定書」といいます。）を平成 21 年 2 月 10 日付で取得いたしました。MHCA が用いた手法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）、類似上場企業比較法及び市場株価法であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

- (a) DCF 法： 234 円 ～ 272 円
- (b) 類似上場企業比較法： 214 円 ～ 277 円
- (c) 市場株価法： 138 円 ～ 170 円

なお、当社は、MHCA から公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者は当社の持分法適用関連会社であり、その事業内容を熟知していること、本公開買付けの決定に先立ち、当社は対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しており、対象者の事業計画等について熟知していること、及び昨今の世界的な金融危機により対象者の株価は本源的価値より大きく乖離している可能性があると考えられることなどを考慮し、DCF 法による評価結果を重視すると共に、過去の公開買付け事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉した結果を踏まえて、本日開催の取締役会において本公開買付けにおける買付価格を 270 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格 270 円は、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の、平成 21 年 2 月 12 日までの過去 6 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 167 円（小数点以下切捨て、以下本項において同じ。）に 61%、過去 3 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 145 円に 86%、過去 1 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 142 円に 90%及び平成 21 年 2 月 12 日の終値 138 円に 95%のプレミアムを各々加味した水準となります。

なお、対象者の買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

また、当社は、本公開買付けの買付期間を 32 営業日と比較的長期間設けることによって、対象者普通株式に対する他の買付者による買付けの機会を確保しております。加えて、当社と対象者の間において、対象者普通株式の買付けに関し、他の買付者による買付けの出現及びその遂行を妨げるような合意は存在していません。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,492,723 株）を超える場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、本公開買付けに対する応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、本公開買付けを行わない旨の条件を付しており、この場合には、本公開買付けは不成立となり、当社は対象者普通株式を買付けません。当社は、本公開買付けによる、本完全支配化を企図しており、本公開買付けが成立し、当社が対象者普通株式を買付けたものの、当社が川崎汽船及び当社が保有する対象者普通株式並びに対象者が保有する自己株式を除く全ての対象者普通株式を取得できなかった場合において、対象者を通じて、以下の方策を講じる予定です。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、本公開買付けが成立した場合、対象者の発行済株式総数の 3 分の 2 を超える株式を取得することになりますが、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

対象者の本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全てが対象者により取得され、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の発行する別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち、新たに発行される別個の種類の対象者株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、

全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として新たに交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社は、本完全支配化が実施されるために、当社及び川崎汽船以外の対象者株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを対象者に要請する予定です。

もともと、関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、本完全支配化の実施方法に変更が生じる可能性があります。また、当社は、本公開買付け後において、当社以外の者が川崎汽船より上位の株主として存在する場合には、当社が対象者を完全子会社とするための手段を実施することを対象者に要請する可能性があります。但し、本完全支配化の実施方法に変更が生じた場合においては当社及び川崎汽船以外の株主に、当社が対象者の完全子会社化を実施する場合においては当社以外の株主に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用することが予定されております。これらの場合における当該金銭の額についても、原則として本公開買付けにおける買付価格と同一の基準を用いて算出される予定です。

以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する対象者の定款変更の際には、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めにしたがって、対象者の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記③が対象者の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第172条及びその他関係法令の定めにしたがって、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、買取価格又は取得価格が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手続につきましては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、本臨時株主総会では、上記①乃至③の議案に加え、対象者の取締役及び監査役の選任を付議することを対象者に対し要請する予定ですが、本完全支配化後における当社から対象者への役員派遣の詳細については、現時点で未定です。また、平成21年6月に開催される対象者の定時株主総会においては、対象者の平成21年3月期に係る事業報告、計算書類及び連結計算書類並びにこれらに対する会計監査人及び監査役会の監査報告のみが行われる予定です。

上記の記載は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、対象者における株主総会における株主各位の賛成の議決権の行使を勧誘するものではありません。加えて、本公開買付けへの応募、対象者が新たに発行する普通株式が1株に満たない場合の金銭交付及び少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく対象者普通株式の買取等に関する税務上の取扱につきましては、株主各位の必要に応じて税務の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

(5) 公開買付け者と対象者の株主の間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

上記(1)に記載の通り、対象者の第三位株主である川崎汽船との間で、川崎汽船が本公開買付けに応募せず対象者の株式を継続して保有することを合意しております。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限を超える場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うため、本公開買付けの結果によっては、対象者普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果のみでは上場廃止基準に抵触しない場合であっても、当社は、上記(4)に記載の通り、本完全支配化を予定しているため、その場合には、対象者普通株式は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社アイ・ロジスティクス	
② 事業内容	1. 総合物流業（倉庫事業・運送取扱事業・国際貨物取扱事業・外航海運取扱業・国際航空貨物取扱業） 2. 建設業（とび・土工工事業・機械器具設置工事業） 3. 不動産事業 4. 物品販売業 5. 前号に付帯関連する一切の業務	
③ 設立年月日	昭和36年7月18日（旧伊藤忠運輸倉庫株式会社）	
④ 本店所在地	東京都港区赤坂三丁目3番3号	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 竹森 二郎	
⑥ 資本金	4,260百万円（平成20年12月31日現在）	
⑦ 大株主及び持株比率	伊藤忠商事株式会社 47.2% セルター・インベストメント ピーティーイー リミテッド 9.9% （常任代理人 スタンダードチャータード銀行） 川崎汽船株式会社 2.9% 住友信託銀行株式会社 2.4% 第一生命保険相互会社 1.4% （平成20年9月30日現在）	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、平成20年9月30日現在、対象者の発行済株式総数の47.2%に相当する19,010,115株を直接保有しており、この他間接保有分として1.5%に相当する612,000株を保有しております
	人的関係	当社の従業員2名が、対象者の監査役に就任しております。また、当社の従業員3名が、対象者に出向しております。
	取引関係	対象者は、当社との間において、貨物の保管及び運送等の受託、事務所の賃借、保険取引並びに物品販売のための商品仕入等の取引を行っており、輸出入代行業務の受託も併せて行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 2 月 24 日（火曜日）から平成 21 年 4 月 9 日（木曜日）まで（32 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 270 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格である 1 株 270 円を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、MHCA をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、買付価格の決定に際して、MHCA より算定書を平成 21 年 2 月 10 日付で取得いたしました。MHCA が用いた手法は、DCF 法、類似上場企業比較法及び市場株価法であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) DCF 法： 234 円 ～ 272 円

DCF 法とは、対象者の事業計画における収益や投資計画等を前提として、対象者が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、対象者の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、対象者の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより対象者普通株式の 1 株当たりの価値は、234 円～272 円と算定されました。

(b) 類似上場企業比較法： 214 円 ～ 277 円

類似上場企業比較法とは、対象者と類似した事業を営む上場企業の市場株価及び財務指標から導出された値をもとに、対象者の株式価値を算定する手法であり、これにより対象者普通株式の 1 株当たりの価値は、214 円～277 円と算定されました。

(c) 市場株価法： 138 円 ～ 170 円

市場株価法では、平成 21 年 2 月 6 日を基準日とした、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の、過去 6 ヶ月間の終値の出来高加重平均値、過去 3 ヶ月間の終値の出来高加重平均値、過去 1 ヶ月間の終値の出来高加重平均値、対象者の直近の重要事実公表後基準日までの 5 営業日の出来高加重平均値及び基準日の終値を基礎として、対象者普通株式の 1 株当たりの価値は、138 円～170 円と算定されました。なお、対象者の直近の重要事実とは、平成 21 年 1 月 30 日に公表された対象者の平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算短信の公表を指します。

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者は当社の持分法適用関連会社であり、その事業内容を熟知していること、本公開買付けの決定に先立ち、当社は対象者に対するデューデリジェンスを実施しており、対象者の事業計画等について熟知していること、及び昨今の世界的な金融危機により対象者の株価は本源的価値より大きく乖離している可能性があると考えられることなどを考慮し、DCF 法による評価結果を

重視すると共に、過去の公開買付け事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉した結果を踏まえて、本日開催の取締役会において本公開買付けにおける買付価格を 270 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格 270 円は、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の、平成 21 年 2 月 12 日までの過去 6 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 167 円に 61%、過去 3 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 145 円に 86%、過去 1 ヶ月間の終値の出来高加重平均値 142 円に 90%及び平成 21 年 2 月 12 日の終値 138 円に 95%のプレミアムを各々加味した水準となります。

② 算定の経緯

当社は、平成 20 年 8 月頃より、本完全支配化を実施することについて、対象者との間で協議・検討を進めてまいりました。

また、当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、MHCA をフィナンシャル・アドバイザーに選任し、算定書を平成 21 年 2 月 10 日付で取得いたしました。MHCA が用いた手法は、DCF 法、類似上場企業比較法及び市場株価法であり、各々の手法により算定された対象者が発行する普通株式の 1 株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) DCF 法 :	234 円 ~ 272 円
(b) 類似上場企業比較法 :	214 円 ~ 277 円
(c) 市場株価法 :	138 円 ~ 170 円

当社は、算定書に記載された各手法の内容・結果を踏まえつつ、対象者は当社の持分法適用関連会社であり、その事業内容を熟知していること、本公開買付けの決定に先立ち、当社は対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しており、対象者の事業計画等について熟知していること、及び昨今の世界的な金融危機により対象者の株価は本源的価値より大きく乖離している可能性があると考えられることなどを考慮し、DCF 法による評価結果を重視すると共に、過去の公開買付け事例において市場株価の一定期間の平均値に加味されたプレミアムの実績、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの全般的な見通し等も含めて総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉した結果を踏まえて、本日開催の取締役会において本公開買付けにおける買付価格を 270 円と決定いたしました。

なお、対象者の買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置については、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

③ 算定機関との関係

MHCA は、当社とは独立した算定機関であり、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
20,744,141 株	7,492,723 株	一株

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,492,723株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 対象者の保有する自己株式(平成20年12月31日現在において463,334株)については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、本公開買付けにより当社が取得する株券等の数の最大数は、20,744,141株(以下「最大買付数」といいます。)となります。これは、対象者の第48期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(40,217,590株)から、同日現在の対象者が保有する自己株式数(463,334株)及び本日現在当社が保有する対象者普通株式数(19,010,115株)を控除した株式数です。但し、当社は、川崎汽船との間で川崎汽船が本公開買付けに応募しないことについて合意しており、川崎汽船保有分(1,200,000株)を控除した場合は、最大買付数は、19,544,141株となります。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令に従い定められる市場価格で当該買取りを行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	19,010 個	(買付け等前における株券等所有割合 47.82%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	20,744 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	39,715 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数(20,744,141株)に係る議決権の数を記載しています。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第48期第3四半期報告書(平成21年2月13日提出)に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(39,715個)です。但し、当該総株主の議決権の数には株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)名義の株式35,000株に係る議決権の数は含まれておらず、また、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第48期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(39,715個)に、証券保管振替機構名義の株式35,000株に係る議決権の数である35個及び単元未満株4,590株に係る議決権の数である4個を加えた数(39,754個)を分母として計算しています。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注4) 当社は、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となります。なお、最大買付数(20,744,141株)に係る議決権の数は、20,744個ですが、当社は、川崎汽船との間で川崎汽船が本公開買付けに応募しないことについて合意しており、川崎汽船保有分(1,200,000株)を控除した場合は、最大19,544個となります。

(注5) 当社の所有する対象者普通株式の貸借（借入極度株数：1,000,000株）について、当社と日本証券金融株式会社は、平成17年10月26日付株券貸借契約書を締結しております。

(7) 買付代金

5,600,918,070円

(注1) 買付代金には、上記(5)記載の買付予定数(20,744,141株)に1株当たりの買付価格(270円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほインベスターズ証券株式会社
東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日
平成21年4月16日（木曜日）

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法
後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日から起算して5営業日）以後、速やかに、応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,492,723株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株式等の数の合計が買付予定数の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、4号及び第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行う場合は、電子公

告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付価格の引下げを行うことがあります。買付価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほインベスターズ証券株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

（その他のみずほインベスターズ証券株式会社全国各支店）

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、

訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付け開始公告日

平成21年2月24日（火曜日）

(11) 公開買付け代理人

みずほインベスターズ証券株式会社
東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる当社の平成21年3月期業績予想に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付け者と対象者またはその役員との間の合意の有無

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとの報告を受けております。詳細は、本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

対象者の社外監査役である荒川勉氏及び高坂正彦氏は当社の従業員です。なお、利益相反を回避するための措置については上記1.(3)をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者による第48期第3四半期報告書の提出

対象者は、平成21年2月13日に第48期第3四半期報告書を提出しております。当該第3四半期報告書の四半期連結財務諸表に基づく対象者の連結損益状況等の概要は、以下の通りです。

(a) 損益の状況

決算年月	第 48 期第 3 四半期連結累計期間 (自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 12 月 31 日)
営 業 収 益	42,786 百万円
営 業 費 用	40,560 百万円
一 般 管 理 費	1,580 百万円
営 業 外 収 益	319 百万円
営 業 外 費 用	79 百万円
四 半 期 純 利 益	415 百万円

(b) 1 株当たりの状況

決算年月	第 48 期第 3 四半期連結累計期間 (自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 12 月 31 日)
1 株当たり連結四半期純利益	10 円 44 銭
1 株 当 たり 配 当 額	3 円 50 銭

決算年月	第 48 期第 3 四半期連結会計期間末 (平成 20 年 12 月 31 日)
1 株当たり連結純資産額	367 円 45 銭

② 対象者における期末配当について

対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、今期末配当を無配とする旨を決議したとの報告を受けておりますが、詳細は本日公表予定の対象者の適時開示をご参照ください。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から 12 時間を経過するまでは、株式会社アイ・ロジスティクスの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【言語】

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来予測】

この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

また、このプレスリリースの記載には、米国証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。「将来に関する記述」には、経営成績及び財政状態の予測もしくは予想に関する議論、計画、異論、戦略及び期待、かかる記述の基礎となる仮定又はその他の将来に関する情報を含みます。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」に含まれ又は黙示的に示されたこれらの記載と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」に含まれ又は黙示的に示された予測、予想又は期待がこれらを反映した結果となることを何ら保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は証券取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。